

障害者支援について

現在、大学における障害のある学生の在籍者数は顕著に増加しています。障害のある教職員数も増加しています。各大学において、これまでも障害のある人への支援が行われていましたが、増加するニーズに対して、これまで以上に修学・就労支援体制の整備が必要な状況になっています。

九州大学では、2014年度に障害のある学生および教職員等の支援（以下、障害者支援）を行うことを目的とした専門部署として、キャンパスライフ・健康支援センターに「コミュニケーション・バリアフリー支援室」が設置されました。

2018年4月から「コミュニケーション・バリアフリー支援室」が「インクルージョン支援推進室」に改称されました。

専門部署が設置される前から、障害者支援は行われていましたが、明確な窓口や専任の教職員は配置されていませんでした。しかし、社会的な動向にも対応する形で、障害者支援の専門部署を開室することになりました。開室以降、支援対象者は増加し、2017年度においては1300名（のべ人数）を超える人数となっています。

そのうちの4割が学生本人、6割は教職員・保護者であり、当事者への支援（直接支援）だけでなく周囲の環境への支援（支援者支援）も行っています。

専門部署の設置以降、様々な支援において学生の所属部局をはじめ、関連する部局や相談窓口と連携しながら障害者支援をすすめてきました。支援のノウハウや資源も、当初に比べれば随分充実してきたように思いますが、ハード面・ソフト面ともに課題は多く残されています。2016年4月には「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、国立大学法人の義務として、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を求めています。

- 九州大学就業通則第28条
- 国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領

上記の3点に基づいて、障害のある人々（学生・教職員）の所属部局や学内外の関係機関と連携しながら、修学、就労、研究、教育などの環境の整備を推進しています。

本ガイドブックには、九州大学における障害者支援のシステムやインクルージョン支援推進室の紹介、各種障害に関する基礎的な知識・支援方法を整理しました。実際に障害のある学生や教職員に対応する場合には、その都度、個別に相談していくこととなりますが、その手がかりとしてご活用いただければと思います。

作成にあたって、下記の文献を参照しました。

【文献】

日本学生支援機構（2015）教職員のための障害学生修学支援ガイドブック（平成26年度改訂版）

※「障害」「障害者」の表記について

本学では生物・心理・社会的統合モデル（WHOのICFモデル）にたち、「障害」とは、個人に帰属されるものではなく、個人と社会とのあいだにある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物においても「障害」「障害者」を用いています。

インクルージョン支援推進室

ミッション

インクルージョン支援推進室では、九州大学全ての構成員が障害のある者の権利を尊重し、これを侵害するバリア(社会的障壁)を除去し、その個性と能力が発揮できるよう修学・就労環境の整備を推進していきます。

*「障害」「障害者」の表記について

本学では生物・心理・社会的統合モデル(WHOのICFモデル)にたち、「障害」とは、個人に帰属されるものではなく、個人と社会とのあいだにある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物においても「障害」「障害者」を用いています。

業 務

障害者支援の推進に関する全学体制の構築

全学的な支援をすすめるために、全学の部局・組織での協力体制を形成していきます。

修学・就労機会の確保

修学・就労等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、授業教室内での優先席の確保、教室へのアクセス確保等の合理的配慮を進めるために、授業担当教員への配慮依頼、教材・支援機器などの情報提供等を行います。

学内外連携

大学合同説明会やオープンキャンパス等を通して 障害のある受験生への情報公開をし、高大連携・接続を進めます。医療・福祉・教育・産業各領域の専門機関との連携を進めます。また、学内関係部署との連携を行います。

施設のバリアフリー

バリアフリーマップの作成、学内施設の改善等を進めます。

パーソナル支援

障害のある学生・教職員への個別支援およびグループでの支援や、居場所支援等を実施します。

障害者支援ピア・サポーター学生の育成

グローバル共生社会での人材育成として、アクセシビリティ・リーダー育成プログラムを実施しています。

啓発活動・調査研究

学内での研修会、実態調査研究等を通して障害者支援への理解と関心を深め、支援に活かしていきます。

平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、九州大学では差別の禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が義務化されました。九州大学では、障害のある人に対して、下記に基づき所属部局と学内外の関連機関が連携して支援を行います。

- 九州大学就業通則第28条
- 国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領

インクルージョン支援推進室までご相談ください。

障害のある方々へ

例えば、このような悩みがありませんか？

- 車椅子でキャンパス内を自在に移動したい
- 段差のない寮で生活を送りたい
- 先生の話聞き取りやすくする工夫を知りたい
- 会議での情報保障のため手話通訳がほしい
- 教科書の文字を見やすくする工夫を知りたい
- レポートなど課題の段取りの仕方を知りたい
- 人との関係をうまく作りたい
- 通院に配慮してほしい

あなたの良さをみつけながら
あなたがより自分らしく輝ける
環境づくりをお手伝いします。

教職員の方々へ

障害のある方々への教育、支援、
関わり方等について、
協議・連携しながら取り組んでいきます。

例えば、学生から下記のような相談が
寄せられたときがありませんか？

- 学生から、段差が多く移動が大変と言われた
- 学生から、「耳が聞こえにくいんです。
ディスカッションの内容がわかるように
工夫してもらえませんか？」と言われた

例えば、学生への指導・教育で困りごとや
知りたいことが出たときがありませんか？

- レポートが書けない学生への指導で困っている
- 色々な障害の特性について教えてほしい

物理的環境への配慮

- 段差へのスロープの渡し
- 使用する教室をアクセスしやすい場所への変更 等

インクルージョン 支援推進室で 相談・連携・支援

意思疎通の配慮

- 電子ファイルや点字・拡大資料などの提供
- 手話通訳、読み上げなどのコミュニケーションの利用 等

ルール・慣行の柔軟な変更

- 個々の特性に応じて試験時間延長や別室受験の実施
- 支援機器の利用 等

障害のため困っています。
なんとかなりませんか。

分かりました。
どのようなことで
困っていますか。

話し合い



障害のある人

大学

障害は一人ひとり多様で、必要な配慮内容も個々の状況によって異なります。障害者からの申し出に応じて、個別の配慮内容をその都度検討するために、話し合いの場を提供することが必要です。